

○青少年健全育成条例

昭和35年3月31日

宮城県条例第13号

改正 昭和37年12月22日条例第40号

昭和39年7月17日条例第55号

昭和42年3月22日条例第9号

昭和47年12月23日条例第33号

昭和52年7月29日条例第27号

昭和59年12月25日条例第31号

昭和60年7月10日条例第17号

昭和60年12月25日条例第30号

昭和63年7月19日条例第24号

平成4年3月27日条例第8号

平成5年10月15日条例第29号

平成7年10月12日条例第42号

平成8年3月28日条例第9号

平成11年3月12日条例第18号

平成12年3月28日条例第46号

平成12年3月28日条例第47号

平成12年12月20日条例第129号

平成13年3月23日条例第16号

平成13年12月25日条例第71号

平成17年3月25日条例第50号

平成18年7月12日条例第35号

平成19年10月19日条例第71号

平成22年3月24日条例第22号

平成27年3月25日条例第23号

平成28年3月22日条例第21号

平成30年3月23日条例第22号

平成31年3月22日条例第14号

令和4年3月25日条例第15号

令和5年3月24日条例第16号

令和6年12月18日条例第70号

[令和7年7月7日条例第57号](#)

〔青少年保護条例〕をここに公布する。

青少年健全育成条例

(平17条例50・改称)

目次

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 青少年の健全な育成に関する施策 (第9条—第13条)

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備（第14条—第28条）

第4章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制（第29条—第36条）

第5章 雑則（第37条—第40条）

第6章 罰則（第41条—第43条）

附則

#### 第1章 総則

（平8条例9・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（平17条例50・一部改正）

（条例の解釈適用）

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためこのみ適用するものであって、いやしくも拡張して解釈し、国民の自由と権利を不当に制限することがあってはならない。

（平17条例50・旧第3条繰上・一部改正）

（基本理念）

第3条 青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければならない。

（平17条例50・追加）

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

（平17条例50・追加）

（県民の責務）

第5条 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

（平17条例50・追加）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（平17条例50・追加）

（保護者の責務）

第7条 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督し、及び教育するように努めなければならない。

（平17条例50・追加）

（青少年の責務）

第8条 青少年は、社会の一員であることを自覚し、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

（平17条例50・追加）

## 第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(平17条例50・追加)

### (施策の基本)

第9条 青少年の健全な育成に関する施策の実施は、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進することを基本とし、行政の全ての分野において、積極的かつ効果的に行われなければならない。

(平17条例50・追加、令4条例5・一部改正)

### (施策の大綱)

第10条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の社会的自立の支援
- (2) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- (3) 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- (4) 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成
- (5) 健康で明るい家庭づくりの推進
- (6) 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- (7) 青少年の健全な育成を阻害する社会環境の浄化その他青少年を取り巻く社会環境の整備
- (8) 青少年の非行の防止に関する活動の推進
- (9) 青少年の健全な育成に関する情報の提供及び相談
- (10) 青少年の健全な育成に関する調査研究

(平17条例50・追加)

### (基本計画の策定)

第11条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、宮城県青少年問題協議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平17条例50・追加)

### (市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第12条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との密接な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(平17条例50・追加)

### (施策の公表)

第13条 県は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(平17条例50・追加)

## 第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(平17条例50・章名追加)

(定義)

第14条 この章から第6章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) 興行 映画、演劇、演芸又は見せ物をいう。
- (3) 興行者 興行を主催する者又は興行場を経営する者をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体（録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 図書類取扱業者 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- (6) 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他の物品（図書類を除く。）又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他の器具をいう。
- (7) 特定がん具類取扱業者 特定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定がん具類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- (8) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であつて、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態（物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。）で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

（昭2条例27・全改、昭60条例17・平8条例9・平12条例46・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第4条線下・一部改正、平22条例22・平27条例23・令4条例15・一部改正）

(興行等に係る自主規制)

第15条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 特定がん具類取扱業者は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に当該特定がん具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（昭2条例27・追加、昭60条例17・平8条例9・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第4条の2線下・一部改正、平22条例22・一部改正）

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第15条の2 保護者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第2項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。）は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定

める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

(平27条例23・追加)

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第16条 何人も、青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を一般の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平17条例50・追加、平27条例23・一部改正、令7条例57・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第16条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「媒介等事業者」という。)(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、青少年を相手方とする役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。))の変更を伴うもの又は当該青少年の保護者による青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の申出を伴うものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容及び青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を交付しなければならない。

2 前項の場合において、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を当該携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続することにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴

する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付しなければならぬ。

(平27条例23・追加、平30条例22・一部改正)

(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出書面の提出等)

第16条の3 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならぬ。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない役務提供契約を締結した場合においては、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項で規定する記載事項に記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならぬ。

3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係る役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、同条ただし書の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない正当な理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならぬ。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結した場合においては、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る特定携帯電話端末等を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項で規定する記載事項に記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならぬ。

(平27条例23・追加、平30条例22・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第16条の4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者が次の各号に掲げる規定（媒介等事業者にあつては、前条第2項の規定を除く。）に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 青少年インターネット環境整備法第13条第1項若しくは第2項又は第14条の規定

(2) 第16条の2又は前条第2項若しくは第4項の規定

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(平27条例23・追加、平30条例22・一部改正)

(有害興行の指定等)

第17条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自

殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を有害な興行として指定することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指定は、当該興行の興行者に対する通知により行う。
- 3 知事は、前項の規定による通知をしたときは、告示しなければならぬ。
- 4 興行者は、第1項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に有害興行の指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならぬ。
- 6 知事は、有害興行が第1項で該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならぬ。
- 7 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 8 何人も、青少年に有害興行を観覧させないように努めなければならぬ。

（昭2条例27・全改、昭30条例17・平1条例8・平13条例1・一部改正、平17条例50・旧第5条繰下・一部改正）

（有害図書類の指定等）

第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部の著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。
  - (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの5分の1以上を占めるもの
  - (2) 映像等記録媒体（音声のみが記録されているものを除く。）であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの（映像が連続しないが、音声は連続する等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間（当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。）が3分を超えるものを含む。）
  - (3) 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- 3 図書類取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならぬ。
- 5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をすべきことを命ずることができる。
- 6 知事は、有害図書類が第1項で該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならぬ。
- 7 第1項の規定による指定及び前項の規定の取消しは、告示により行う。

8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(昭52条例27・全改、昭60条例7・昭63条例24・平8条例9・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第6条繰下・一部改正)

(有害特定がん具類の指定等)

第19条 知事は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

- (1) 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、特定がん具類で次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害な特定がん具類とする。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 特定がん具類取扱業者は、第1項の規定により指定された特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類(以下「有害特定がん具類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

4 知事は、有害特定がん具類が第1項に該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しは、告示により行う。

6 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害特定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(昭60条例7・追加、平8条例9・一部改正、平17条例50・旧第6条の2繰下、平22条例22・一部改正)

(広告物の掲示の制限)

第20条 何人も、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる看板、ポスターその他の広告物を掲示してはならない。

2 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が前項に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、期間を定めて、当該広告物の内容の変更又は撤去を命ずることができる。

(昭52条例27・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第7条繰下・一部改正)

(第17条から前条までの適用)

第21条 第17条から前条までの規定は、善良の風俗に反するものについてのみ適用するものとする。

(昭60条例7・一部改正、平17条例50・旧第8条繰下・一部改正)

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第22条 図書類の販売又は貸し付けのための自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。)を用いて業を行う図書類取扱業者(以下「図書類自動販売機等による図書類取扱業者」という。)は、図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の15日前までに、当該図書類自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (2) 第24条第1項に規定する図書類自動販売機等管理者の住所及び氏名
  - (3) 図書類自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (4) 図書類自動販売機等の設置予定年月日
  - (5) 販売又は貸付けの開始予定年月日
- 2 前項の規定による届出をした者は、届出をした事項に変更があったとき、又はその届出に係る図書類自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事へ届け出なければならぬ。

（昭63条例24・追加、平8条例9・一部改正、平17条例50・旧第8条の2繰下・一部改正、平22条例22・一部改正）

（図書類自動販売機等の届出済証のはり付け）

- 第23条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所へ、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。
- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

（昭63条例24・追加、平8条例9・一部改正、平17条例50・旧第8条の3繰下）

（図書類自動販売機等管理者の設置）

- 第24条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その設置する図書類自動販売機等ごとに、次条第2項の規定による有害図書類の撤去その他当該図書類自動販売機等を適正に管理するための措置を自ら直ちにとることができる場合において、自己に代わってその措置をとることができる者を図書類自動販売機等管理者として置かなければならぬ。

- 2 前項の図書類自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) その管理する図書類自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

（昭63条例24・追加、平8条例9・一部改正、平17条例50・旧第8条の4繰下・一部改正、令4条例15・一部改正）

（図書類自動販売機等による販売等の制限）

- 第25条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはならない。
- 2 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が第18条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければならない。
- 3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲は、おおむね200メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法（昭25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法（昭23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

- (5) 都市公園法施行令(昭和三一年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園(児童の遊戯に適する施設として少なくとも、広場のほか、ぶらんこ、すべり台又は砂場のいずれかが設けられているものに限る。)
  - (6) 社会教育法(昭和三四年法律第207号)第21条第1項に規定する公民館
  - (7) 博物館法(昭和三六年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- 4 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、当該図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所(氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)その他規則で定める事項を明確に表示するように努めなければならない)。
- (昭和三二年例27・追加、昭和三〇年例17・一部改正、昭和三三年例24・旧第8条の2繰下・一部改正、平五年例29・平八年例9・平十一年例18・平十二年例29・平十三年例16・一部改正、平十七年例50・旧第8条の5繰下・一部改正、平十八年例65・令五年例16・一部改正)

(図書類自動販売機等による営業の停止)

第26条 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機等による販売又は貸付けをする営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- (1) 第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第23条の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかったとき。

(平二二年例22・全改)

(準用)

第27条 第22条から前条までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは「有害特定がん具類」と、第25条第2項中「第18条第1項」とあるのは「第19条第1項」と読み替えるものとする。

(平二二年例22・追加)

(適用除外)

第28条 第22条及び第24条から第26条まで(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に係る営業所(同項第5号の営業に係るものを除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置する場合については、適用しない。

(平八年例9・追加、平十一年例18・平十三年例71・一部改正、平十七年例50・旧第8条の7繰下・一部改正、平二二年例22・旧第27条繰下・一部改正、平二八年例21・一部改正)

#### 第4章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

(平八年例9・章名追加、平十七年例50・改称)

(金銭貸付け等の禁止)

第29条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質にとって金銭を貸し付けしてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から物品を買ひ受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。

3 貸金業者（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）は、青少年に対し、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介（手形の書引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前3項の規定は、当該青少年が保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があるときは、適用しない。

(昭60条例7・平7条例42・一部改正、平8条例9・旧第9条繰下、平17条例50・旧第17条繰下・一部改正、平19条例71・一部改正、平22条例22・旧第28条繰下、平27条例23・一部改正)

(興行場等への深夜入場の禁止)

第30条 興行場又は次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所（以下「遊技場」という。）を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後11時から翌日の午前4時までの間、その営業に係る興行場又は遊技場に青少年を入場させてはならない。

- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業
- (2) 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (3) 設備を設けて、客にボーリング、玉突き又はダーツを行わせる営業
- (4) 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業
- (5) 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業

2 興行場又は遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所こ、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。

3 知事は、興行場又は遊技場を営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、期間を定めて、入場しようとする者の見やすい箇所こ、第1項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をすべきことを命ずることができる。

(平17条例50・追加、平22条例22・旧第29条繰下)

(みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止)

第31条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(昭52条例27・追加、平8条例9・旧第9条の2繰下、平17条例50・旧第18条繰下、平22条例22・旧第30条繰下)

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第31条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。））の提供を行うように

求める行為

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(平31条例4・追加)

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第32条 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(昭60条例7・追加、平8条例9・旧第9条の3繰下、平17条例50・旧第19条繰下、平22条例2・旧第31条繰下)

(場所の提供等の禁止)

第33条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(1) みだらな生行為又はわいせつな行為

(2) 賭博

(3) 麻薬又は覚醒剤の使用

(4) トルエン又は酒酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

(5) 喫煙又は飲酒

(6) 入れ墨を施す行為

(昭62条例27・全改、昭60条例7・一部改正、平8条例9・旧第10条繰下、平17条例50・旧第20条繰下・一部改正、平22条例2・旧第32条繰下、令4条例5・一部改正、令7条例57・一部改正)

(青少年立入禁止場所等への同伴の禁止)

第34条 何人も、青少年立入禁止場所に青少年を同伴してはならない。

2 何人も、青少年を午後10時から翌日の午前6時(16歳未満の青少年にあつては、午後6時から翌日の午前6時)までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する営業に係る営業所に同伴してはならない。ただし、午後6時から午後8時前までの間に限り、16歳未満の青少年の保護者が当該青少年を当該営業所に同伴する場合は、この限りでない。

(昭59条例31・全改、昭60条例7・一部改正、平8条例9・旧第12条繰下・一部改正、平11条例8・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第21条繰下、平22条例2・旧第33条繰下、平28条例21・一部改正)

(喫煙及び飲酒の禁止)

第35条 何人も、青少年に対し、喫煙若しくは飲酒の行為をすすめてはならない。

(昭60条例7・一部改正、平8条例9・旧第13条繰下、平17条例50・旧第22条繰下、平22条例2・旧第34条繰下)

(深夜外出の制限)

第36条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、午後11時から午前4時までの間青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委任を受けないで、又は同意を得ないで前項に規定する時間中に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(昭60条例7・一部改正、平8条例9・旧第14条繰下、平17条例50・旧第23条繰下、平22条例2・旧

第35条繰下)

第5章 雑則

(平8条例9・章名追加)

(審議会への諮問)

第37条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号、第2号又は第4号に掲げる場合で緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 第17条第6項、第18条第6項又は第19条第4項の規定による指定の取消しをしようとするとき。
- (3) 第18条第2項若しくは第4項又は第25条第3項第8号（第27条において準用する場合を含む。）の規定により規則を定めようとするとき。
- (4) 第20条第2項の規定による命令をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定による措置については、次の会議においてこれを審議会に報告するものとする。

(昭52条例27・昭60条例7・昭60条例30・一部改正、平8条例9・旧第15条繰下・一部改正、平12条例47・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第24条繰下・一部改正、平22条例22・旧第36条繰下・一部改正)

(指定等の要請)

第38条 何人も、第17条第1項、第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による指定又は第20条第2項の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(昭52条例27・昭60条例7・一部改正、平8条例9・旧第16条繰下・一部改正、平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第25条繰下・一部改正、平22条例22・旧第37条繰下)

(立入調査等)

第39条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所へ立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所、遊技場又は風俗営業等を行う場所
- (2) 次に掲げる者の事務所又は営業所
  - ア 興行者
  - イ 図書類取扱業者
  - ウ 特定がん具類取扱業者
  - エ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
  - オ 広告物の広告主又は管理者
  - カ 質屋、古物商又は貸金業者
  - キ 遊技場を営む者

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならぬ。

3 第1項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、関係者の正常な業務を妨げてはならぬ。

(昭42条例9・昭52条例27・昭60条例7・昭63条例24・一部改正、平8条例9・旧第18条繰下・一部改正、平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第26条繰下・一部改正、平22条例22・旧第38条繰下・)

一部改正、平27条例23・一部改正)

(規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例9・追加、平17条例50・旧第27条線下、平22条例22・旧第39条線下)

## 第6章 罰則

(平8条例9・章名追加)

(罰則)

第41条 第31条第1項の規定に違反して、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条(第27条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

(2) 第32条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は料に処する。

(1) 第31条第2項の規定に違反して、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せた者

(2) 第33条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料に処する。

(1) 第17条第4項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者

(2) 第18条第3項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者

(3) 第19条第3項の規定に違反して、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けた者

(4) 第20条第2項の規定による知事の命令に違反した者

(5) 第25条第1項(第27条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等に収納した者

(6) 第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を直ちに撤去しなかった者

(7) 第30条第1項の規定に違反して、同項に規定する時間中に興行場又は遊技場に青少年を入場させた者

(8) 第31条の2の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料に処する。

(1) 第17条第5項の規定に違反して、有害興行の指定のあった旨又は青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなかった者

(2) 第18条第5項の規定による命令に従わなかった者

(3) 第22条(第27条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第23条(第27条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかった者

(5) 第29条第1項の規定に違反して、青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けた者

(6) 第29条第2項の規定に違反して、青少年から物品を買ひ受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をした者

(7) 第29条第3項の規定に違反して、青少年に対して、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介をした

者

- (8) 第30条第3項の規定による命令に従わなかった者
  - (9) 第36条第2項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
  - (10) 第39条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 6 第31条又は第32条に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(昭2条例27・全改、昭60条例17・昭63条例24・平4条例8・一部改正、平8条例9・旧第19条繰下・一部改正、平12条例46・平13条例71・一部改正、平17条例50・旧第28条繰下・一部改正、平22条例22・旧第40条繰下・一部改正、平31条例14・令6条例70・一部改正)

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。

(昭60条例17・一部改正、平8条例9・旧第20条繰下、平17条例50・旧第29条繰下、平22条例22・旧第41条繰下)

(免責規定)

第43条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

(平8条例9・旧第21条繰下、平17条例50・旧第30条繰下・一部改正、平22条例22・旧第42条繰下)

附 則

この条例は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則 (昭和37年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第55号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の青少年保護条例 (以下「旧条例」という。) 第5条第1項の規定により指定されている興行はこの条例による改正後の青少年保護条例 (以下「新条例」という。) 第5条第4項に規定する有害興行と、旧条例第6条第1項の規定により指定されている図書は新条例第6条第3項に規定する有害図書類とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年条例第31号)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に有害図書類であるもの及びこの条例の規定による改正後の青少年保護条例第6条第2項の規定により新たに有害図書類となる図書類を自動販売機に収納している者は、直ちにこれらの有害図書類を当該自動販売機から撤去しなければならぬ。
- 3 この条例の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年条例第30号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の青少年保護条例 (以下「新条例」という。) 第8条の2第1項の規定は、この条例の施行の際現に同項で規定する自動販売機等を設置している図書類取扱業者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「昭和63年11月30日までに」と、同項第4号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第5号中「開始予定年月日」とあるのは「開始 (予定) 年月日」とする。
- 3 新条例第8条の5第2項の規定は、この条例の施行の際現に新条例第6条第2項の規定により新たに有害図書類となる図書類を自動販売機等に収納している図書類取扱業者についても適用する。この場合において、新条例第8条の5第2項中「第6条第1項の規定による指定を受けたとき」とあるのは、「第6条第2項第2号の規定に該当することとなったとき」とする。
- 4 前2項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年への販売若しくは貸付けを防止する措置が講じられている自動販売機等については、適用しない。
- 5 この条例の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第8号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年条例第42号)

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年保護条例 (以下「旧条例」という。) 第6条第1項の規定により指

定されている有害な図書類は、改正後の青少年保護条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定により指定された有害な図書類とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項第2号の規定により録画テープ又は録画盤の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し青少年の視聴を不相当としている図書類は、新条例第6条第2項第3号の規定により映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し青少年の視聴を不相当とした図書類とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項第2号の規定により録画テープ又は録画盤の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けているものは、新条例第6条第2項第3号の規定により知事の指定を受けたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第6条の2第1項の規定により指定されている青少年に有害ながん具刃物類は、新条例第6条の2第1項の規定により指定された青少年に有害な特定がん具等とみなす。
- 6 新条例第6条の2第2項の規定により新たに青少年に有害な特定がん具等となった特定がん具等を特定がん具等自動販売機等（新条例第8条の6に規定する特定がん具等自動販売機等をいう。以下同じ。）に収納している者は、直ちにこれらの青少年に有害な特定がん具等を当該特定がん具等自動販売機等から撤去しなければならない。
- 7 新条例第8条の6において準用する第8条の2第1項の規定は、この条例の施行の際現に特定がん具等自動販売機等を設置している者について適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日まで」と、同項第4号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第5号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 8 新条例第8条の2第1項の規定は、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所（新条例第8条の7に規定する青少年入場禁止場所をいう。以下同じ。）以外の場所に設置されている図書類自動販売機等（新条例第8条の2第1項に規定する図書類自動販売機等をいう。以下同じ。）で新条例第4条第1号に規定する青少年への販売又は貸付けを防止する措置が講じられている図書類自動販売機等を設置している新条例第4条第5号に規定する図書類取扱業者（以下「販売等防止措置を講じている図書類取扱業者」という。）について適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「平成8年7月31日まで」と、同項第4号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第5号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 9 この条例の施行の際現に新条例第6条第3項に規定する有害図書類を図書類自動販売機等に収納している販売等防止措置を講じている図書類取扱業者は、直ちに当該有害図書類を当該図書類自動販売機等から撤去しなければならない。
- 10 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（新条例第4条第8号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。）を営んでいる者については、新条例第9条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の30日前まで」とあるのは、「平成8年7月31日まで」とする。
- 11 前項の規定により届出を行った者でこの条例の施行の際現に営業禁止区域（新条例第10条第1項に規定する営業禁止区域をいう。以下同じ。）においてテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業について新条例第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「現に前条第1項の規定による届出をして」とあるのは「現に」と、「当該営業禁止区域となった日から2年を経過する日までの間」とあるのは「平成10年6月30日まで」とする。

- 12 この条例の施行の際現に利用カード等自動販売機(新条例第12条に規定する利用カード等自動販売機をいう。以下同じ。)を設置している者(以下「利用カード等自動販売機設置者」という。)については、新条例第13条第1項に規定する自動販売機より利用カード等を販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所に設置されている利用カード等自動販売機に係る届出にあっては新条例第13条第1項中「販売を開始する日の20日前まで」とあるのは「平成8年7月31日まで」と、「当該利用カード等自動販売機ごとに」とあるのは「この条例の施行の際現に設置されている利用カード等自動販売機ごとに」とし、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている利用カード等自動販売機に係る届出にあっては同項中「青少年入場禁止場所において利用カード等自動販売機より」とあるのは「利用カード等自動販売機より」と、「販売を開始する日の20日前まで」とあるのは「平成8年7月31日まで」と、「当該利用カード等自動販売機ごとに」とあるのは「この条例の施行の際現に設置されている利用カード等自動販売機ごとに」とする。
- 13 前項の規定により届出を行った青少年入場禁止場所以外の場所における利用カード等自動販売機の設置については、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域内に設置されている場合はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成8年9月30日までの間、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域外の屋外に設置されている場合は施行日から平成8年12月31日までの間、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域外の屋内に設置されている場合は施行日から平成13年6月30日までの間は、新条例第12条の規定は、適用しない。
- 14 この条例の施行の際現に掲示されているテレホンクラブ等営業所の名称等(新条例第14条第1項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等をいう。以下同じ。)に係る広告物(次項に規定する広告物を除く。)については、施行日から平成8年9月30日までの間は、新条例第14条第1項及び第3項の規定は、適用しない。
- 15 この条例の施行の際現に道路交通法(昭和三十五年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両に掲示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成8年12月31日までの間は、新条例第14条第1項及び第3項の規定は、適用しない。

附 則 (平成11年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び第8条の7の改正規定(「同条第4項」を「同条第6項」に改める部分及び「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める部分に限る。)は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第46号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第47号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第129号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第71号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第3号で平成14年4月1日から施行)

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第50号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条の4及び第17条の改正規定、同条を第28条とし、同条の次に1号を加える改正規定、第26条の改正規定、第28条第4項の改正規定（同項に1号を加える部分に限る。）並びに同条第5項の改正規定（同項第9号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に1号を加える部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第35号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第71号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月19日）

附 則（平成22年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の青少年健全育成条例第22条第1項（同条例第27条において準用する場合を含む。）の規定は、同条例第22条第1項に規定する図書類自動販売機等（以下「図書類自動販売機等」という。）又は同条例第27条に規定する特定がん具類自動販売機等（以下「特定がん具類自動販売機等」という。）を平成22年4月16日以後に設置しようとするときについて適用し、同日前に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置しようとするときは、なお従前の例による。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部改正）

4 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第23号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成30年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の青少年健全育成条例第16条の4の規定は、この条例の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第14号）

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条並びに第33条第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に婚姻をした18歳未満の者に対する改正後の第3章から第6章までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第70号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。